

第5回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 東京都江東区有明三丁目6番6号
相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明
2階「花明」

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

ごあいさつ	1
第5回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
（提供書面）	
事業報告	28
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告	54

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2021年6月22日に、東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）に上場いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者の方々のご支援の賜物であると感じ、心より御礼申し上げます。

当社グループは、給与計算業務のプロフェッショナルとして、顧客企業の人事業務の効率化を可能とするフルスコープ型アウトソーシングサービスを展開してまいりました。

コロナ禍により事業継続計画が重要視される中、2021年7月に高松BPOセンターを開設しBCP対策をさらに強化することで、マーケットニーズに応じてまいりました。今後も多様化するマーケットの変化を素早く察知し、事業の拡大を目指してまいります。

そのための成長戦略のひとつといたしまして、「BPOとクラウドシステム、BCPなどを備えたインフラを一体で提供できるという強み」を活かしシェアの拡大を進めてまいります。また、エンタープライズ企業（※1.）で培ってまいりました給与計算の圧倒的なサービスレベルをSMB企業（※2.）向けに「給与BPaaS」（※3.）の提供をスタートする予定であり、新たなステージに向けた挑戦をしてまいります。

上場企業として社会的責任を感じているとともに、世界で最も難しいと言われる日本の給与計算を企業の縁の下で支えることで、企業や社会にとって必要不可欠な存在である「ソフトインフラ企業」という使命を実現すべく、役職員一丸となりまして精進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

※1. 従業員1,000名以上の大規模企業

※2. 従業員数100人以上（Small）～1,000人以下（Medium）の企業

※3. Business Process as a Serviceの略。Business ProcessとSaaSを合体させた造語



代表取締役社長 湯浅 哲哉

PAYROLL

証券コード 4489
2022年6月8日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目5番7号
株式会社ペイロール
代表取締役 湯 浅 哲 哉

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、健康状態によらず、ご来場を極力見合わせていただきますようお願いいたします。また、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによる株主総会の議決権行使を是非ご活用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご確認の上、いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）の営業終了時刻（午後6時）までに到着するようご送付ください。

■インターネットによる議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月23日（木曜日）の営業終了時刻（午後6時）までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番6号
相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明 2階 「花明」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第5期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 議決権行使の方法について
6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
(2) 複数回にわたり行使された場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(3) 各議案に賛否の表示がない場合
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

ご来場を検討されている株主様へ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 必ずマスクをご着用の上、ご来場ください。
- 当日は、受付において検温させていただき、37.5℃以上の発熱のある株主様や、体調が優れないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- 議長を含め全ての出席役員と当社スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 株主様へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承ください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いております。会場内においては座席の間隔をできるだけ確保したいと存じますが、広さに限りがございますため、株主様におかれましては、書面またはインターネットによる議決権行使もご検討いただきますよう、ご協力の程、お願い申し上げます。
- なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合や、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.payroll.co.jp/ir/>) においてお知らせいたします。

【インターネット開示について】

下記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

当社ウェブサイト <https://www.payroll.co.jp/ir/>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

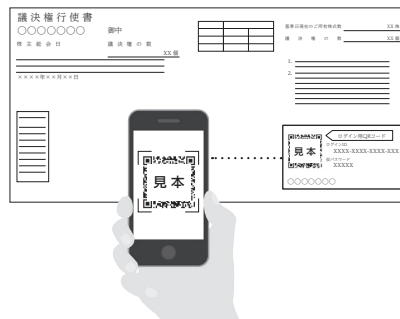
2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

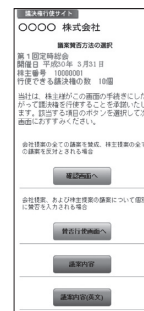
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



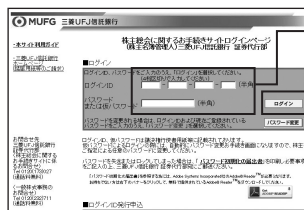
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

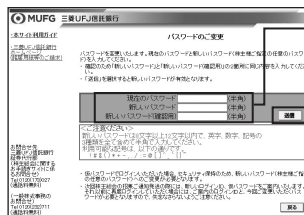
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しい
パスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当会社の定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条(電子提供措置等)第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(2)2021年6月の東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)上場に伴う職責の拡大および当社事業の多角化に対応して経営体制の強化を図るため、現行定款第18条(員数)に定める取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数の上限を、現在の7名から15名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条～第14条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～17条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第19条～第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第1号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため4名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	属性
1	ゆあさ てつや 湯浅 哲哉	代表取締役 社長	株式会社HRテクノロジーソリューションズ 代表取締役	再任
2	すがの ゆみ 菅野 有美	取締役	株式会社HRテクノロジーソリューションズ 取締役	再任
3	かとう まさかず 加藤 匡一	—	—	新任
4	あさい しゅうじ 浅井 周嗣	—	—	新任
5	わたなべ まさひこ 渡邊 雅彦	—	—	新任
6	せきぐち ひろみつ 関口 廣光	—	—	新任
7	かげやま たかひろ 影山 貴裕	—	—	新任
8	あさの やすなり 浅野 靖成	取締役	—	再任 社外
9	まじま かおる 馬島 薫	取締役	—	再任 社外 独立
10	たなか きょうこ 田中 亨子	—	—	新任 社外 独立

候補者番号

1

ゆあさ てつや
湯浅 哲哉

再任

生年月日

1958年12月15日

所有する当社の株式数

650,500株

在任年数

4年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

2

すがの ゆみ
菅野 有美

再任

生年月日

1967年4月8日

所有する当社の株式数

11,300株

在任年数

4年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 東芝情報機器株式会社（現DynaBook株式会社） 入社
1989年4月 有限会社コンフィデンスサービス（旧株式会社パイロール） 設立
代表取締役社長
2014年1月 旧株式会社パイロール 代表取締役社長
2017年12月 当社 代表取締役社長（現任）
2019年3月 株式会社HRテクノロジーソリューションズ 取締役
2020年6月 株式会社HRテクノロジーソリューションズ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社HRテクノロジーソリューションズ 代表取締役

選任理由

湯浅哲哉氏は、代表取締役就任以来、当社グループの発展を導いてまいりました。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。経営全般に関する豊富な経験、知識に鑑み、今後も長期ビジョン実現の牽引者として不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位および担当

1988年5月 日本情報産業株式会社 入社
2000年9月 旧株式会社パイロール 入社
2011年4月 同社 オペレーションセンター 部長
2013年3月 同社 プロダクトマネジメント部 部長
2015年4月 同社 東京BPO部 部長
2016年6月 同社 取締役 ソリューション本部 本部長
2017年12月 当社 取締役
2018年4月 当社 取締役 東京BPO部 ジェネラルマネジャー
2021年1月 当社 取締役 長崎セットアップ部 ジェネラルマネジャー
2021年10月 当社 取締役（現任）
2021年10月 株式会社HRテクノロジーソリューションズ 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社HRテクノロジーソリューションズ 取締役

選任理由

菅野有美氏は、長きにわたり取締役、BPO・セットアップ部門の責任者としてグループ全体の業務改革を行ってまいりました。当社事業における豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かとう まさかず
加藤 匡一

新任

生年月日

1972年9月27日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位および担当

1995年 4月 株式会社日本合同ファイナンス（現株式会社ジャフコ） 入社
2000年 2月 株式会社ウィンデックス 設立
2002年 4月 株式会社ミスミ（現株式会社ミスミグループ本社） 入社
2006年10月 同社 米思米（中国）精密機械貿易有限公司 総経理
2008年 4月 同社 駿河精機株式会社 プレス製造部門長
2009年 6月 同社 EC事業部 事業部長
2013年 6月 同社 VONA企業体MRO事業グループ 理事
2017年 1月 同社 経営執行役 VONA企業体ツールサプライ事業本部 代表執行役員本部長
2022年 3月 当社 執行役員（事業戦略・セットアップ・プロセス・BPO 担当）（現任）

選任理由

加藤匡一氏は、企業経営および長きにわたるマーケティング、国際事業の成長戦略の構築について豊富な経験と知見を有しております。当社グループ全体の組織体制強化に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

あさい しゅうじ
浅井 周嗣

新任

生年月日

1979年12月6日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位および担当

2002年 4月 旧株式会社パイロール入社
2013年 1月 同社 営業部 第一営業センター 部長
2018年 4月 当社 営業部 ジェネラルマネジャー
2020年 7月 当社 執行役員（営業担当）兼 営業1部 ジェネラルマネジャー（現任）

選任理由

浅井周嗣氏は、入社以来長きにわたり、営業部門において当社の事業拡大に尽力してまいりました。当社事業における豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

わたなべ まさひこ
渡邊 雅彦

新任

生年月日

1974年5月4日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

候補者番号

6

せきぐち ひろみつ
関口 廣光

新任

生年月日

1977年7月12日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位および担当

1998年4月 サンデン株式会社 入社
2005年11月 シック・ジャパン株式会社 HRスーパーバイザー
2011年1月 ノバルティスファーマ株式会社 Head of Payroll and C&B Senior Manager
2018年11月 グラクソ・スミスクライン株式会社 HRオペレーション部長
2021年4月 当社 人事部 ジェネラルマネジャー
2021年10月 当社 執行役員（人事総務担当）兼 総務部 ジェネラルマネジャー

選任理由

渡邊雅彦氏は、20年以上日本および外資系企業の人事部門において人事制度の整備や経営理念体系の確立および浸透を推進してまいりました。これまでの豊富な経験と実績を活かし、経営基盤の更なる強化に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位および担当

2000年4月 旧株式会社ペイロール入社
2007年7月 アクセンチュア株式会社入社
2021年4月 当社 営業1部 ジェネラルマネジャー
2021年10月 当社 執行役員（事業開発担当）兼 事業開発部 ジェネラルマネジャー（現任）

選任理由

関口廣光氏は、組織・人材改革および大規模プロジェクトのプロジェクトマネジャーとしてコンサルティングにおける豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の新規事業の創出・育成にも尽力しており、事業拡大に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

かげやま たかひろ
影山 貴裕

新任

生年月日

1989年6月5日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

候補者番号

8

あさの やすなり
浅野 靖成

再任 社外

生年月日

1983年3月27日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

2014年4月 旧株式会社ペイロール 入社

2018年4月 当社 経営管理部財務企画課 マネジャー

2021年7月 当社 経営管理部 ジェネラルマネジャー

2021年10月 当社 執行役員（経営管理担当）兼 経営管理部 ジェネラルマネジャー（現任）

選任理由

影山貴裕氏は、当社入社後、財務戦略の企画・推進を行うとともにIPOの実現にも尽力してまいりました。株式上場後はIR、適時開示など幅広い分野に携わっており、今後の管理業務の体制強化および戦略的事業提携等、当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位および担当

2005年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所

2013年1月 日本産業パートナーズ株式会社 入社

2014年3月 KHネオケム株式会社 監査役

2016年9月 クレアシオン・キャピタル株式会社 入社

2017年4月 同社 マネージングディレクター（現任）

2017年12月 当社 取締役（現任）

重要な兼職先

クリアシオン・キャピタル株式会社 マネージングディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

浅野靖成氏は、当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーであるクリアシオン・キャピタル株式会社において事業運営の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を行える能力を有していると判断し、経営陣から独立した客観的・中立的立場から、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

9

まじま かおる
馬島 薫

再任 社外 独立

生年月日

1959年9月1日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

10

たなか きょうこ
田中 亨子

新任 社外 独立

生年月日

1975年11月16日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 株式会社横河電機製作所（現横河電機株式会社） 入社
1989年 8月 GE横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社） 入社
2007年 1月 GEフリートサービス株式会社 出向 執行役員人事部長
2009年 1月 NBCユニバーサルインターナショナルジャパン 日本統括人事部長 兼
ジェネオンユニバーサルエンターテインメント合同会社（現NBCユニバー
サル・エンターテインメントジャパン合同会社） 出向 執行役員人事部長
2010年 8月 ノバルティスファーマ株式会社 入社
2020年 8月 当社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

馬島薫氏は、人事・労務における豊富な経験と幅広い見識に基づき、これらの視点・知識を活かして当社の事業運営への適切な監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。

略歴、当社における地位および担当

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 影山特許法律事務所 入所
2001年 4月 小中・外山・細谷法律事務所 入所
2001年12月 ポールヘイスティングス法律事務所 入所
2005年11月 オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 入所
2008年 8月 NBCユニバーサル・インターナショナル 入社
2009年11月 アフラック生命保険株式会社 入社
2017年 4月 ノバルティスファーマ株式会社 入社
2021年 4月 アフラック生命保険株式会社 法務部 部長（現任）

重要な兼職先

アフラック生命保険株式会社 法務部 部長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田中亨子氏は、弁護士としての企業法務・知的財産権の専門分野の知識・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 浅野靖成氏はクレアシオン・キャピタル株式会社のマネージングディレクターであります。同社が管理運営するPacific戦略投資1号投資事業有限責任組合、Pacificグロース投資事業有限責任組合、Pacificグロース3号投資事業有限責任組合、Pacificプリンシパル投資事業有限責任組合およびPacific2号投資事業有限責任組合は、併せて、当社の発行済株式総数の計47.78%を有する大株主です。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 浅野靖成、馬島薫および田中亨子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 浅野靖成氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 馬島薫氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、浅野靖成および馬島薫の両氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、田中亨子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は馬島薫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、田中亨子氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の40頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 菅野有美氏の戸籍上の氏名は前田有美であります。
10. 田中亨子氏の戸籍上の氏名は大丸亨子であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**
ひらい なるひと
平井 成人
再任

生年月日
 1960年1月15日

所有する当社の株式数
 一株

在任年数
 4年

取締役会出席状況
 17/17回

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 東急工建株式会社 入社
 1999年4月 株式会社WOWOW 入社
 2014年6月 旧株式会社ペイロール 入社 執行役員 人事総務部 上席部長 兼 経営企画部 上席部長
 2015年4月 同社 執行役員 経営戦略本部 本部長
 2015年6月 同社 取締役 経営戦略本部 本部長
 2017年12月 当社 取締役 経営戦略本部 本部長
 2018年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

選任理由

平井成人氏は、過去に当社の人事総務・経営管理部門担当の取締役として従事しており、管理部門全般の幅広い見識のほか、当社の事業活動における慣行・仕組みについて相当の知見を有しております。当社グループ経営の監督を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**
あおい ひろゆき
青井 博之
再任 **社外** **独立**

生年月日
 1952年5月5日

所有する当社の株式数
 一株

在任年数
 4年

取締役会出席状況
 17/17回

略歴、当社における地位および担当

1975年4月 三菱商事株式会社 入社
 2001年6月 日立化成株式会社 入社
 2004年4月 ナブテスコ株式会社 入社
 2007年6月 同社 執行役員コンプライアンス 本部長
 2009年6月 同社 取締役
 2012年6月 同社 取締役常務執行役員
 2018年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

青井博之氏は、長きにわたる法務部門や、企業コンプライアンス部門の経験から、これらに関する豊富な経験と高い知見を有しており、その専門的な観点から取締役の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ほりうち まさお
堀内 雅生

再任 **社外** **独立**

生年月日

1969年11月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社（現株式会社大和企業投資） 入社
1995年 4月 株式会社インテリジェンス（現パーソルキャリア株式会社） 入社
1998年 3月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役
2009年 4月 株式会社USEN（現株式会社USEN-NEXT HOLDINGS） 入社
2010年 5月 税理士登録
2010年12月 株式会社USEN（現株式会社USEN-NEXT HOLDINGS） 取締役 管理本部長
2017年 7月 同社 常勤監査役（現任）
2017年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年 6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）
2018年 6月 株式会社ランディックス 社外監査役（現任）
2018年 6月 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 常勤監査役
株式会社サイバーエージェント 社外取締役（監査等委員）
株式会社ランディックス 社外監査役
フォーススタートアップス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

堀内雅生氏は、複数の企業において監査等委員および監査役を兼務していることや、税理士としての資格も有しており、企業監査における豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 青井博之氏および堀内雅生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 青井博之氏および堀内雅生氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の40頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、青井博之氏および堀内雅生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】

1. 取締役の指名を行うにあたっての基本方針

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数の委員を独立社外役員とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において、代表取締役および取締役（以下「役員等」という。）の指名について審議することにより、独立社外役員の知見および助言を十分に活かすとともに、役員等の指名の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図る。

2. 基本方針に基づく指名における決定方針

当社は、基本方針を踏まえ、選定された取締役候補者（監査等委員を除く。）および監査等委員である取締役候補者（以下「取締役候補者等」という。）の選任案を、任意の指名・報酬諮問委員会にて審議の上、同委員会の推薦に基づき、取締役会で決議し株主総会に附議する。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得るものとする。

3. 基本方針に基づく具体的な資格および評価基準

（1）選定方針

当社は、取締役会の実効性を確保するため、多様な経験、実績、高い見識、高度な専門性等を有する取締役候補者を指名する方針を採用する。

（2）選定基準

- ① 忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を有していること。
- ② 社外取締役については、上記に加え、企業経営、会計、法務等の分野で高い見識と豊富な経験を有することおよび独立した客観的立場から職務執行を監督する資質を有することならびに原則として「社外役員の独立性判断基準」を満たすこと。
- ③ 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事項に該当しないこと。

4. 社外役員の独立性の基準

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性および透明性を確保するために、社外役員（社外取締役（監査等委員である社外取締役含む。））の独立性基準を定めるものとする。

東京証券取引所の要件を満たしており、社外役員が以下の項目に該当しない場合、当該社外役員は当社から独立性を有するものとする。

1. 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者※1、またはその就任前の過去10年間に於いても業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者※2またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先※3またはその業務執行者
4. 当社グループからの役員報酬以外に多額※4の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者
6. 当社グループから一定額を超える寄附または助成※5を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
7. 当社グループが借入を行っている主要な金融機関またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
9. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
10. 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
11. 過去3年間に於いて、上記2から10に該当していた者
12. 上記1から11に該当する者（重要な地位にある者※6）の親近者

※1. 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者。（業務執行取締役のみならず、使用人を含む。）。

※2. 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社からなる企業集団をいう。以下同様。）であり、直近事業年度の取引額が当該グループの年間売上高の2%以上の額を超える者。

※3. 当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近事業年度の取引額が当該グループの年間売上高の2%以上の額を超える者。

※4. 当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

①当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬除く。）が、過去3年事業年度平均で、年間10,000千円を超えるとき。

- ②当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えると
き。
- ※5. 過去3事業年度の平均で年間1億円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう。
- ※6. 取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等、その他同等の重要性を持つと客観的かつ合理的に判断されるもの。

5. 株主総会後の取締役のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。なお、以下の一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営 事業戦略	当社事業 および 業界経験	IT・ 情報通信・ DX推進	営業・ マーケティング	内部統制・ ガバナンス	財務・会計	組織・人事 ダイバーシティ インクルージョン	法務・ リスクマネジメント
湯浅哲哉	代表 取締役	●	●	●		●			
菅野有美	取締役		●			●			
加藤匡一	取締役	●	●		●		●		
浅井周嗣	取締役		●		●				
渡邊雅彦	取締役		●					●	●
関口廣光	取締役	●		●					
影山貴裕	取締役		●				●		
浅野靖成	取締役	●			●		●		
馬島薫	取締役			●				●	●
田中亨子	取締役					●			●
平井成人	取締役 監査等委員					●		●	●
青井博之	取締役 監査等委員					●			●
堀内雅生	取締役 監査等委員					●	●	●	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただき現在に至っておりますが、2021年6月の東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）上場に伴う職責の拡大および当社事業の多角化に対応して経営体制の強化を図るため取締役を4名増員すること等、諸般の事情を考慮して、当該報酬総額を年額400,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定いたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告41頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額400,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案におけ

る報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告41頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本割当契約の内容の概要については、下記をご参照ください。

記

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて（下記5「業績条件不達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、下記5において定めた条件を踏まえて）合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組

組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. 業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって当然に無償で取得する。

6. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における給与計算アウトソーシング業界の動向は、コロナ禍におけるDXやテレワークの推進、加えて、BCP対策に関する意識の高まり等により、大企業を中心に様々な企業が給与計算のアウトソーシングを検討しており、需要は堅調に推移いたしました。

このように需要が堅調に推移している中、当社グループは営業案件に対するリードナーチャリング（※1）により、継続的なコミュニケーションを通じて、適切なタイミングでのアプローチを実施したことで、新規営業開拓は順調に推移し、新規顧客受注は計画通り進みました。

売上収益は、新規稼働および単独年末調整補助業務（※2）の増加に加え、働き方改革に伴う給与計算ロジックの変更における売上高の増加により、前期と比べ増加いたしました。

利益面では、上場関連費用や本社全面リニューアル、高松BPOセンターの開設、札幌拠点の統廃合（※3）による一時的な費用、および上場に伴う管理部門の体制強化や稼働体制強化により期中において先行的に人件費が増加したものの、増収効果およびコスト抑制に取組んだ結果、営業利益は前期と比べ増加いたしました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、増収効果に加え、上場に際して行われた公募増資により資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されたため、税率変更により繰延税金負債の取り崩しが生じ、前期と比べ増加いたしました。

以上の結果、売上収益8,207,982千円（前期比9.7%増）、営業利益1,416,988千円（前期比15.7%増）、税引前利益1,360,748千円（前期比18.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,089,574千円（前期比43.7%増）となりました。

なお、単独年末調整補助業務（※2）は、高松BPOセンターの開設により受託キャパシティ

一が拡張できました。これにより、今期の単独年末調整補助業務の受託は前年比約1億円の増加となり、給与計算業務を受託している顧客の通常の年末調整補助業務と合わせ、年末調整補助業務の売上収益は合計約11億円の実績となりました。なお、年末調整補助業務の売上収益は例年第4四半期に計上されます。

さらに、当社の事業は、ストック型のリカーリング・ビジネスであり、この事業形態は期首より売上収益、および利益が概ね確定しており、キャッシュフローが安定している特長があります。この事業特性を踏まえ、当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。当社は、長期的には30%程度の連結配当性向を目標とし、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当方針に基づき、当期の期末配当金を1株当たり5円といたしました。

また、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝の気持ちを表すとともに、当社事業へのご理解をより一層深めていくために上場記念株主優待を実施することといたしました。2022年6月末日の株主名簿に記載または記録された当社株式3単元（300株）以上を保有されている株主様を対象とし、対象株主様お一人につき、一律3,000円分のQUOカードを贈呈いたします。

- (※1) 潜在的なニーズを持つ見込み顧客（リード）の購買意欲を高め、将来的な受注につなげていく手法を指す。
- (※2) 給与計算を受託していない企業に対して、年末調整補助業務だけを提供するサービスであり、利益面の貢献だけでなく、フルスコープ型給与計算の受託リード案件に繋げる施策を指す。
- (※3) 2021年8月2日をもって、北海道プロセスセンターと北海道セットアップセンターを統合し、新たに札幌BPOセンターを開設しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は10億66百万円であります。その主なものは、基幹システムの開発（6億57百万円）であります。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）への上場に伴い、2021年6月21日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、428,000株の新株式を発行し、549,295,200円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区 分	第2期 (2019年3月期)	第3期 (2020年3月期)	第4期 (2021年3月期)	第5期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上収益(千円)	6,629,003	7,252,039	7,484,960	8,207,982
営業利益(千円)	1,150,296	1,151,706	1,224,929	1,416,988
親会社の所有者に帰属 する当期利益(千円)	649,372	727,897	758,350	1,089,574
基本的1株当たり 当期利益(円)	37.15	41.65	43.39	61.08
資産合計(千円)	20,195,644	20,267,856	20,731,029	21,837,234
資本合計(千円)	9,097,302	9,829,413	10,587,764	12,244,170

- (注) 1.当社の連結計算書類は、国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。
- 2.基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しております。
- 3.当社は、2019年12月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割は、第2期の期首に行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算出しております。
- 4.第2期、第3期および第4期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第4項の規定に基づく監査は受けておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、参考情報として記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社HRテクノロジーソリューションズ	1,500千円	100%	BPO事業

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、今後の事業成長を支えるうえで以下の項目を重要な課題として認識し、サービスを安定的に提供するため積極的に対処してまいります。

① 中期経営計画への取組み

2025年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画最終年度である2025年3月期の売上収益117億円、営業利益24億円、EBITDA36億円を目標（アッパー値）とし、下記の経営戦略の実現により継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

詳細は、2022年5月12日開示の『中期経営計画の策定に関するお知らせ』および『2022年3月期決算説明補足資料および中期経営計画資料』をご覧ください。

② 新基幹システム（P3）の開発・移行

当社グループが提供する給与計算業務のアウトソーシングサービスは、クラウドサービスの進展に伴い今後も大きく発展すると見込んでおり、継続的な業務の効率化ならびに品質向上を進めることは、収益の増加はもとより顧客満足度の向上に繋がり、ひいては当社グループの成長に繋がるものと認識しております。このため、当社グループは持続的かつ安定的な成長基盤を構築し、強固な経営基盤を確保するために新基幹システム（P3）の機能強化、旧基幹システム（SEP）の移行を継続しております。

③ 優秀な人材の採用・育成の強化、定着化

当社グループは、給与計算業務アウトソーシングサービスの効率的かつ安定的な品質をもったサービスを提供するため、札幌BPOセンター、北海道BPOセンター、長崎BPOセンター、高松BPOセンターおよび東京本社各拠点において業務の効率化を図っております。今後もより効率的に業務を行う体制を整備するため、社内の組織体制の見直しやジョブローテーションを通じ、業務を最適化することが必要であります。

加えて、今後の新規顧客の獲得や新サービス開始による事業規模拡大に伴い、給与計算処理実績人数が増加する中でも、安定的かつ高品質のサービスを提供できる体制を構築するため、人材の採用・育成に努めてまいります。

また、優秀な人材の確保も課題であり、多様な採用チャネルを通じて採用を推進するとともに、優秀な社員の流出を防ぐため、教育・研修・評価制度の充実化を図り、社員のキャリアアップを促進してまいります。

住民税改定業務および年末調整補助業務の時期には、業務が集中的に発生し、給与計算処理実績人数の増加に伴い業務量も増加するため、パートタイマーの採用が重要な課題となります。このため、パートタイマーにとっても働きがいのある環境を整備することに努めてまいります。

④ 財務体質の強化

当社グループの内、当社は、借入額の資産合計に占める割合が高くなっております。今後は、運転資金、各種投資のための資金確保の必要もあることから、有利子負債とのバランスを勘案しつつ自己資本の拡充を図ってまいります。

また、当社グループの内、当社は、旧株式会社ペイロールの買収に伴い、資産合計に占めるのれんの割合が高くなっております。これらは、事業の収益力を高め、負債の削減に努めることで、財務体質の強化に努めてまいります。

⑤ 新たな顧客群の獲得

当社グループは、給与計算業務アウトソーシングサービスを提供するため、法改正への対応、雇用・勤怠形態の多様化への対応等、複雑化する日本の給与計算業務に対応可能な体制を整えてまいりました。その結果、当社グループは、給与計算業務が複雑な大規模企業（従業員数1,000人以上を目安）から受注を積み重ね、順調に業績を伸長させてまいりました。

一方で、中期的に当社グループの対象顧客を増加させることを目的として、従業員数100人～1,000人程度の小・中規模企業にも当社サービスの展開を検討しております。そのためには、新基幹システム（P3）の定着や中規模企業向けのサービスの確立等が必要となります。当社グループは今後、中期経営計画を着実に実行し、BPaaS（※）の浸透によるシェアの拡大を目指してまいります。

（※） Business Process as a Serviceの略であり、SaaS（クラウド）とBPOを組み合わせたサービス。お客様の要件に合わせたソフトウェアサービスを提供するとともに、事務処理を行う人的リソースにおいても、必要に応じてお客様と当社側でいつでも切り替えができるBPOのオンデマンド化に対応したサービス内容。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が依然として収束しておらず、今後の経済活動に不透明さが残る状況ではありますが、そのような中においても、給与計算業務のアウトソーシングの需要は堅調に推移し続けていると推察しております。

そのような中、2022年3月期は既存顧客売上においてコロナ禍による給与計算人数の減少の影響を受け、既存売上が減少しましたが、新規稼働等による売上収益の確保に努めてまいりました。引き続き、新規稼働を推進することにより、収益性の維持・向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の対応にあたりましては、当社グループで働く人々とその家族、ステークホルダーの皆様の健康と安全確保を最優先に、継続して感染拡大防止に注力してまいりますとともに、コロナ禍の状況にあわせた事業継続への取り組みを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの事業は、給与計算の基本業務および関連業務の設計から運用までを総合的に行うBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）事業であります。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

東京本社	東京都江東区
札幌BPOセンター	北海道札幌市北区
北海道BPOセンター	北海道江別市
長崎BPOセンター	長崎県長崎市
高松BPOセンター	香川県高松市

② 子会社

株式会社HRテクノロジーソリューションズ	東京都江東区
----------------------	--------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人※	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
561 (382) 名	46名増 (12名増)	34.4歳	3年2ヶ月

※使用人数は就業員数および嘱託社員であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3,424,549千円
株式会社横浜銀行	1,625,450千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 65,000,000株

(2) 発行済株式総数 17,964,200株

(3) 当事業年度末の株主数 7,760名

(4) 大株主の状況 (上位10位)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
Pacific戦略投資1号投資事業有限責任組合	3,816,600	21.24
Pacificグロース投資事業有限責任組合	1,368,200	7.61
Pacificグロース3号投資事業有限責任組合	1,280,000	7.12
Pacificプリンシパル投資事業有限責任組合	1,250,000	6.95
株式会社アイネット	1,000,000	5.56
株式会社日本カストディ銀行	878,300	4.88
Pacific2号投資事業有限責任組合	868,900	4.83
湯浅哲哉	650,500	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	489,600	2.72
ペイロール従業員持株会	477,503	2.65

※持株比率は、自己株式(99株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日		2017年12月14日	2017年12月14日	
新株予約権の数		965個	2,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 96,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 240,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個につき 1,415円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 51,000円 (1株あたり510円)	新株予約権1個当たり 51,000円 (1株あたり510円)	
権利行使期間		2019年12月16日から 2027年12月13日まで	2019年12月16日から 2027年12月13日まで	
行使の条件		(注) 1. のとおり	(注) 2. のとおり	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 965個 目的となる株式数 96,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,400個 目的となる株式数 240,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使期間内において、新株予約権を行使することができるものとし、権利行使時において当社または当社子会社の取締役および従業員の地位を有しているものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、当社の普通株式が取引所金融商品取引市場に上場し、本新株予約権を行使する日の前日の終値が900円（以下「基準価額」という。）以上である場合、または2017年12月

15日以降、合計して当該日時点における当社の発行済株式総数の50%を超える株式が、当該日時点の株主から第三者に対して1株当たり基準価額以上で譲渡された場合に限り、行使を行うことができる。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、基準価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、基準価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
3. 2019年12月3日付で実施した株式分割（普通株式1株を100株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」および「基準価額」は調整されております。
4. 2022年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が以下のとおり減少しております。
- (1) 第2回新株予約権
権利行使による減少分 235個
 - (2) 第3回新株予約権
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

当社は、2017年12月14日に開催された臨時株主総会決議において、当社の業績および企業価値の向上を目指すにあたり、当社従業員のより一層の意欲や士気を高めることを目的として、以下のとおり有償にて新株予約権を発行しております。

	第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2017年12月14日
新 株 予 約 権 の 数	2,054個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 205,400株 (新株予約権 1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権 1個につき 1,415円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個あたり 51,000円 (1株あたり510円)
権 利 行 使 期 間	2019年12月16日から 2027年12月13日まで
行 使 の 条 件	(注) 1. のとおり

(注) 1. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、当社の普通株式が取引所金融商品取引市場に上場し、本新株予約権を行使する日の前日の終値が900円（以下「基準価額」という。）以上である場合に限り、行使を行うことができる。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、基準価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、基準価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (3) 各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできない。
 - (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
2. 2019年12月3日付で実施した株式分割（普通株式 1株を100株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」および「基準価額」は調整されております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯 浅 哲 哉	株式会社HRテクノロジーソリューションズ代表取締役
取 締 役	菅 野 有 美	営業・事業開発・セットアップ・プロセス・BPO部門管掌 株式会社HRテクノロジーソリューションズ取締役
取 締 役	益 田 美 貴	システム・内部統制部門管掌
取 締 役	畠 山 清 治	人事総務・経営管理部門管掌 株式会社ベーシック 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	浅 野 靖 成	クリアシオン・キャピタル株式会社 マネージングディレクター
取 締 役	馬 島 薫	
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 井 成 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 井 博 之	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	堀 内 雅 生	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 常勤監査役 株式会社サイバーエージェント 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ランディックス 社外監査役 フォーススタートアップス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役浅野靖成氏および馬島薫氏ならびに取締役 (監査等委員) 青井博之氏および堀内雅生氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 平井成人氏、取締役 (監査等委員) 青井博之氏および堀内雅生氏は、以下のとおり、財務、会計、人事総務および法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (常勤監査等委員) 平井成人氏は、過去に当社の人事総務・経営管理部門管掌の取締役として従事しておりました。
 - ・取締役 (監査等委員) 青井博之氏は、法務・コンプライアンスおよびリスクマネジメントの豊富な経験と高い見識を有しております。
 - ・取締役 (監査等委員) 堀内雅生氏は、税理士の資格を有しており、財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験・知識を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平井成人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役馬島薫氏、青井博之氏および堀内雅生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役

員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 取締役菅野有美氏の戸籍上の氏名は前田有美であります。
6. 当事業年度中における取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
菅野有美	営業・セットアップ・プロセス・BPO部門管掌	営業・事業開発・セットアップ・プロセス・BPO部門管掌 株式会社HRテクノロジーソリューションズ取締役	2021年10月1日
島山清治	人事・経営管理部門管掌	人事総務・経営管理部門管掌	2021年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定 報酬	業績連動報 酬等	非金銭報酬 等	
取締役	91,578	3,900	87,678	—	5
(うち社外取締役)	(3,900)	(3,900)	(—)	(—)	(1)
取締役(監査等委員)	19,500	19,500	—	—	3
(うち社外取締役)	(7,500)	(7,500)	(—)	(—)	(2)
合計	111,078	23,400	87,678	—	8
(うち社外取締役)	(11,400)	(11,400)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員除く)の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員除く)の員数は8名(うち社外取締役は3名)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。
4. 社外取締役のうち、浅野靖成氏は無報酬のため、表中に含んでおりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「変更前決定方針」という。)を決議しております。

なお、当社はガバナンス強化のため2021年12月14日開催の取締役会において任意の指名・報酬諮問委員会の設置を決議し、2022年1月1日付で同委員会が発足いたしました。これに伴い、2022年5月12日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容変更の決議を行いました(当該変更後の決定方針を以下「変更後決定方針」という。)。2022年6月に開催される定時株主総会の翌月分以降の報酬等の内容については、同委員会の答申を受け決定する予定です。

変更前決定方針および変更後決定方針の内容は次のとおりです。

[2021年2月12日開催の取締役会で決議された変更前決定方針の内容]

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、当該取締役の職責、貢献度等を総合的に勘案し、適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の常勤取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを付与すべく、全額業績連動型としております。当社の非常勤取締役の報酬は固定報酬とし、当社の業種、業態または事業規模と類似する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当該取締役の職責、貢献度等を勘案して決定しております。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役の役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して基本額を定め、評価値および代表取締役社長によって決定される貢献度調整率の合計値を基本額に乗じた額を常勤取締役の報酬額としております。なお、評価値は、全社損益（IFRS税引前当期利益）における前年度予算達成率としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の常勤取締役の報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬を100%とし、当社の非常勤取締役の報酬等の種類ごとの比率は、固定報酬を100%としております。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

定時株主総会開催月の翌月分から12回、毎月支払うものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけ決定し、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた貢献度調整率の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長および社外取締役（監査等委員を除く）1名より構成される報酬会議に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

[2022年5月12日開催の取締役会で決議された変更後決定方針の内容]

1. 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数の委員を独立社外役員とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において、役員報酬等の方針等について審議・検証することにより、独立社外役員の知見および助言を十分に活かすとともに、役員報酬等の内容およびその決定プロセスの客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図る。

短期および中長期の業績との連動性を重視し、また、多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求することによって、取締役の企業業績および株価向上へ向けた行動を最大限に促進することで当社の持続的な価値の向上を図る。

2. 役員報酬の決定方針

- (1) 業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主の価値を共有する。
- (2) 競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準および設計とする。
- (3) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (4) 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任を果たせる透明性、公平性および合理性を重視した報酬体系とする。

3. 役員報酬の決定プロセスおよび内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性および公正性を確保するために取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会（以下「本委員会」という。）を設置している。本委員会は社長および独立社外取締役2名で構成され、審議の客観性を確保し、役員報酬の方針、制度、算定方式および個人別の報酬内容等について、審議・答申を行うものとする。

取締役の報酬の具体的決定については、株主総会にて承認された報酬等限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額をもとに、本委員会において個人別報酬内容等を審議し、当該答申内容を踏まえて取締役会にて決定する。各監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会で協議する。

4. 取締役の報酬体系および役職別の報酬構成

(1) 報酬体系

報酬の種類	報酬項目	報酬等の内容	給付形式
基本報酬	固定報酬	経済情勢および当社の成長性等を勘案した報酬水準とし、各役割に応じた、月額固定報酬として支給する。	金銭
業績連動賞与	業績連動報酬 (単年度)	短期業績目標の達成に対する貢献度に応じて支給する。EBITDAの目標達成率および会社業績のマトリクスで算出する。	金銭
株式報酬型	株式報酬RS (中長期)	株主との価値を共有することおよび取締役の株価への意識向上により、中長期の企業価値の向上に対するインセンティブとして支給する。	株式

(2) 役職別報酬構成

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬、業績連動賞与、株式報酬にて構成する。 業績連動賞与ターゲット（目標100%達成時）は基本報酬の20%～50%（役位別）とし、0%～200%で変動。 株式報酬は役位に応じて付与する株式数を設定する。
社外取締役	<p>独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、基本報酬のみを支給する。</p> <p>当社の業種、業態または事業規模と類似する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当該取締役の職責、貢献度等を勘案して決定する。</p>
監査等委員である取締役	監査を行う独立的な立場であることを鑑み、基本報酬のみを支給する。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社の常勤取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを付与すべく、全額業績連動型としております。常勤取締役の報酬額は、取締役の役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して基本額を定め、評価値および代表取締役社長によって決定される貢献度調整率の合計値を基本額に乗じた額としており、評価値は、全社損益（IFRS税引前当期利益）における前年度予算達成率としております。業績指標として全社損益（IFRS税引前当期利益）における前年度予算達成率を選定した理由は、当社が企業価値の向上の尺度として全社損益（IFRS税引前当期利益）を重視しており、全社損益（IFRS税引前当期利益）における前年度予算達成率を指標とすることで企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブに繋がると考えているためです。当事業年度における全社損益（IFRS税引前当期利益）における前年度予算以上の水準で達成されました。

④ 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、変更前決定方針に従い、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、代表取締役社長および社外取締役（監査等委員を除く）1名より構成される報酬会議に原案を諮問し、報酬会議の答申の内容に従って決定しなければならないこととされております。報酬会議は、変更前決定方針との整合性も確認の上答申を行っており、代表取締役社長が当該答申の内容に従って取締役の個人別の報酬等の内容を決定しているため、変更前決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の湯浅哲哉氏はその具体的内容について委任を受け決定しております。委任された権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた貢献度調整率の評価配分の決定としており、これらの権限を委任した理由は、取締役の役位、職責、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の貢献度調整率の評価配分の決定を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長および社外取締役（監査等委員を除く）1名より構成される報酬会議（2022年6月に開催される定時株主総会の翌月分以降の報酬等の内容については、取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役（監査等委員である取締役も含み、その過半数は独立社外取締役といたします。）から構成される任意

の指名・報酬諮問委員会)に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

- ⑥ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役浅野靖成氏は、クレアシオン・キャピタル株式会社のマネージングディレクター職を兼務しております。同社が管理運営するPacific戦略投資1号投資事業有限責任組合、Pacificグロース投資事業有限責任組合、Pacificグロース3号投資事業有限責任組合、Pacificプリンシパル投資事業有限責任組合およびPacific2号投資事業有限責任組合は、併せて、当社の発行済株式総数の計47.78%を有する大株主です。
 - ・ 社外取締役馬島薫氏と当社の間には特別な利害関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）青井博之氏と当社の間には特別な利害関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）堀内雅生氏は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの常勤監査役、株式会社サイバーエージェントの社外取締役（監査等委員）、株式会社ランディックスの社外監査役およびフォースタートアップス株式会社の社外取締役を兼務しております。各社と当社の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 浅野 靖 成	<p>当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、社外取締役として専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的・中立的立場から、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を期待されていたところ、出席した取締役会において、事業運営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。</p>
社外取締役 馬 島 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、社外取締役として人事・労務における専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的・中立的立場から、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を期待されていたところ、出席した取締役会において、人事・労務における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 青 井 博 之	<p>当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査等委員会13回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、社外取締役として専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的・中立的立場から、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を期待されていたところ、法務、リスクマネジメントの豊富な経験と高い見識を有しており、それらに基づき、当社の経営を監督していただくとともに、取締役会の多様性の観点からも機能強化に向けて適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 堀 内 雅 生	<p>当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また、監査等委員会13回全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、社外取締役として専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、そのような知識・見識および経験を活かして、経営陣から独立した客観的・中立的立場から、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を期待されていたところ、財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験・知識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,675千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の同意にあたり、前事業年度の監査計画と実績を分析、評価、当社の関連部署へのヒアリングを行い、当事業年度の監査計画、監査時間、報酬額の推移、監査予定日数等の妥当性を検討します。
- また、提出された報酬額の見積り内容は、必要に応じて会計監査人より説明を求めるとともに、取締役会との意見交換を行い、妥当性について検討しております。これらのプロセスを踏まえ、報酬が妥当であると判断し同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、給与計算アウトソーシング業務に係る米国保証業務基準書第18号および国際保証業務基準3402に基づく保証業務ならびに国際保証業務基準 (International Standard on Assurance Engagements 3000) および米国公認会計士協会が定めたSOC 2 報告実務ガイド (AICPA Guide Reporting on Controls at a Service Organization Relevant to Security, Availability, Process Integrity, Confidentiality, or Privacy) に基づく保証業務およびコンフォートレター作成業務などを委託しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しております。一方で、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えており、当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を実行し、持続的な売上収益および利益の成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えております。したがって当社は、長期的には30%程度の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記政策に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、配当性向30%程度を達成した段階においては、キャッシュポジションおよびROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、更なる企業価値の向上を図るための成長投資に備えるとともに、余剰資金については積極的な配当を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金を1株当たり5円といたしました。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	1,450,604	借入金	692,410
営業債権	615,600	リース負債	465,796
契約コスト	992,207	営業債務及びその他の債務	371,185
その他の金融資産	9,745	未払法人所得税等	372,589
その他の流動資産	187,619	契約負債	1,057,551
流動資産合計	3,255,777	その他の流動負債	552,261
非 流 動 資 産		流動負債合計	3,511,794
有形固定資産	490,103	非 流 動 負 債	
使用権資産	1,209,755	借入金	4,341,578
のれん	11,015,117	リース負債	807,568
無形資産	5,465,181	引当金	156,132
その他の金融資産	385,253	繰延税金負債	775,991
その他の非流動資産	16,045	非流動負債合計	6,081,270
非流動資産合計	18,581,457	負 債 合 計	9,593,064
資 産 合 計	21,837,234	資 本	390,872
		資本金	8,175,085
		資本剰余金	3,678,314
		利益剰余金	△ 101
		自己株式	△ 101
		親会社の所有者に帰属する持分合計	12,244,170
		資 本 合 計	12,244,170
		負 債 及 び 資 本 合 計	21,837,234

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	8,207,982
売上原価	△ 5,811,151
売上総利益	2,396,830
販売費及び一般管理費	△ 1,189,186
その他の収益	210,868
その他の費用	△ 1,524
営業利益	1,416,988
金融収益	5,664
金融費用	△ 61,905
税引前利益	1,360,748
法人所得税費用	△ 271,173
当期利益	1,089,574
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,089,574
当期利益	1,089,574

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,245,365	流動負債	3,002,591
現金及び預金	1,440,328	1年内返済予定の長期借入金	700,000
売掛金	615,600	リース債務	126,100
契約コスト	992,207	未払金	372,945
前払費用	95,798	未払費用	104,189
その他	101,430	未払法人税等	372,904
		未払消費税	145,293
		契約負債	1,057,551
		役員賞与引当金	3,387
		賞与引当金	90,994
		その他	29,226
固定資産	13,628,325	固定負債	4,716,101
有形固定資産	686,258	長期借入金	4,350,000
建物附属設備	289,725	リース債務	209,969
器具及び備品	171,504	資産除去債務	156,132
リース資産	225,028	負債合計	7,718,692
無形固定資産	12,417,662	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,111,575	株主資本	9,148,695
ソフトウェア仮勘定	265,180	資本金	389,707
のれん	9,952,461	資本剰余金	8,190,423
リース資産	88,444	資本準備金	289,707
投資その他の資産	524,404	その他資本剰余金	7,900,715
関係会社株式	3,000	利益剰余金	568,665
繰延税金資産	115,179	その他利益剰余金	568,665
敷金及び保証金	312,241	繰越利益剰余金	568,665
その他	93,983	自己株式	△ 101
資産合計	16,873,691	新株予約権	6,302
		純資産合計	9,154,998
		負債及び純資産合計	16,873,691

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,207,982
売上原価	5,796,361
売上総利益	2,411,620
販売費及び一般管理費	1,839,503
営業利益	572,117
営業外収益	
受取利息	20
助成金収入	82,657
その他	523
合計	83,202
営業外費用	
支払利息	40,483
株式交付費	17,286
その他	3,324
合計	61,094
経常利益	594,224
特別利益	
固定資産売却益	131,730
特別損失	
固定資産除却損	1,672
税引前当期純利益	724,282
法人税、住民税及び事業税	409,658
法人税等調整額	△ 14,744
当期純利益	329,368

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ペイロール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伏 木 貞 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ペイロールの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ペイロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ペイロール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 栖 孝 彰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伏 木 貞 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペイロールの2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社パイロール 監査等委員会
常勤監査等委員 平 井 成 人
監 査 等 委 員 青 井 博 之
監 査 等 委 員 堀 内 雅 生

(注) 監査等委員 青井博之および堀内雅生は、会社法第2条第15号及び第311条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

配当のご案内

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当金につきましては、2022年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

① 期末配当金	1株あたり5円
② 効力発生日	2022年6月9日

上場記念優待のご案内

当社は2021年6月22日に東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）へ上場いたしました。

つきましては、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝の気持ちを表すとともに、記念株主優待を通じて、当社事業へのご理解をより一層深めていくために実施することといたしました。

① 対象となる株主様	2022年6月末日の株主名簿に記載された、当社株式3単元（300株）以上を保有されている株主様
② 優待品	上記①の対象株主様お一人につき、一律3,000円分のQUOカードを贈呈いたします。
③ 贈呈時期	2022年8月下旬以降の贈呈を予定しております。

株主メモ

事業年度

4月1日～3月31日

配当金受領株主確定日

毎年3月31日及び中間配当を行うときは
毎年9月30日

定時株主総会

毎年6月

上場証券取引所

東京証券取引所 グロース市場

証券コード

4489

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL：0120-232-711（通話料無料）

郵送先：
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

公告方法

電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

定時株主総会会場ご案内図

会場

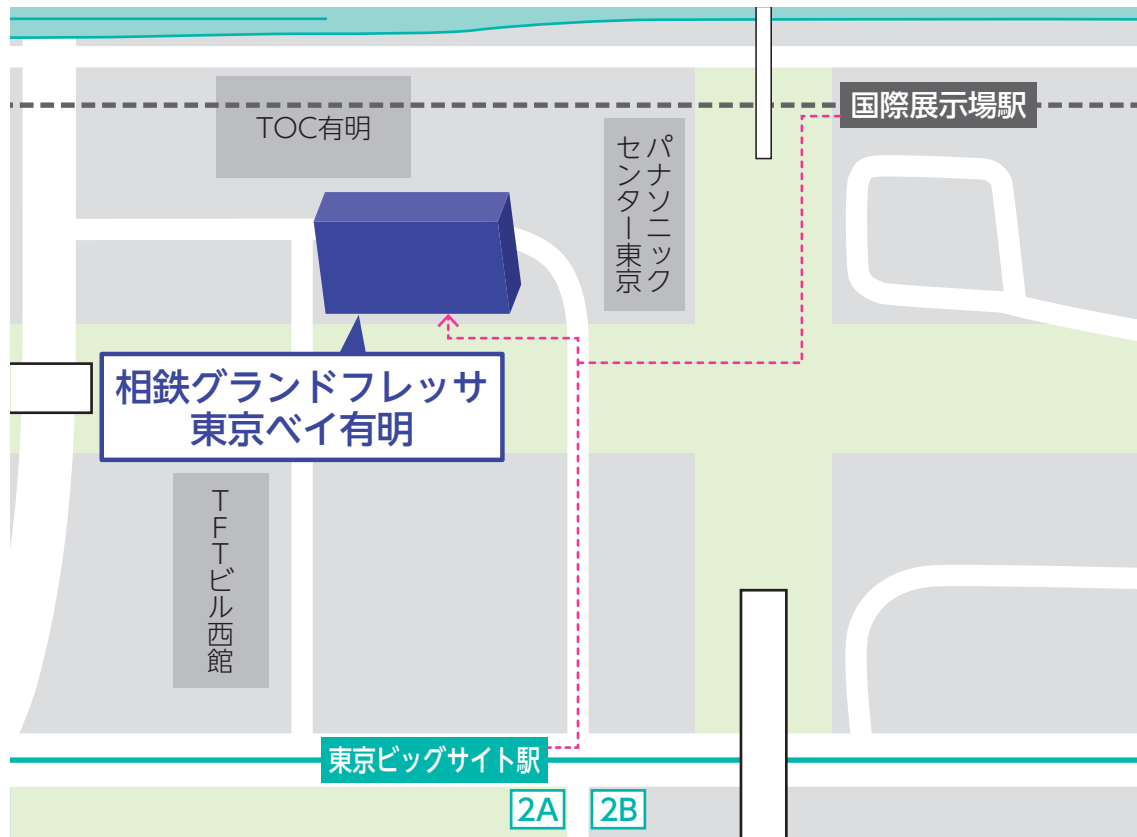
東京都江東区有明三丁目6番6号
相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 2階「花明」

交通

東京臨海高速鉄道りんかい線 | **A** 国際展示場駅
新交通ゆりかもめ | **B** 東京ビッグサイト駅

| 徒歩約3分

| 徒歩約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。